

改 正 後													改 正 前								
被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）													事業年度又は連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名		()		
資 産 の 種 類		1	被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産		被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産		被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産		被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産		被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産										
(耐用年数通達付表10の番号)		2	()		()		()		()		()										
対 象 資 産 の 種 類 等																					
対象資産の構造又は名称		3																			
取 得 等 年 月 日		4	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・										
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日		5	平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・		平 ・ ・										
滅失等をした資産の用途		6	(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)										
被災代替資産の用途		7	(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)										
取 得 価 額		8	円		円		円		円		円										
同上のうち対象となる部分の取得価額		9																			
特 別 償 却 率		10	100		100		100		100		100										
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)		11	円		円		円		円		円										
償却・準備金方式の区分		12	償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金										
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		13																			
中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定																					
発行済株式又は出資の総数又は総額		14			大株規 模		順位		大規模法人名			株式の数又は出資の金額									
常時使用する従業員の数		15	人		法数		1				20										
大 数 規 等 模 の 法 保 人 有 の 株 割 式 合	第1順位の株式の数又は出資の金額 (20)	16			人 等						21										
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	%		の 保						22										
	大規模法人合計の株式の数又は出資の金額 (24)	18			有 明						23										
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%		す る 細		計 (20) + (21) + (22) + (23)				24										

23.06

(新 設)

特別償却の付表（震災特例法18、26）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震災特例法18、26）は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条又は第26条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて同法第18条第4項又は第26条第4項の規定により同法第18条第1項又は第26条第1項の規定を含むものとみなして適用される租税特別措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条又は第26条に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「14」から「24」までの各欄を記載します。
- 3 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条第1項各号若しくは第23条第1項各号に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4－25、直審（法）38「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。
- 5 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。
- 6 「滅失等をした資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用 途
建 物	「事務所用」、「工場用」など
構 築 物	「鉄道業用」、「発電用」など
機 械 及 び 装 置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船 舶	「漁船」、「運送船」など
航 空 機	「航空運送事業用」、「航空機使用事業用」など
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。
- 7 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。）……その床面積が滅失等をした建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相

- 当する部分の金額
- (2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額
- 8 「特別償却率10」には、震災特例法第18条第1項又は第26条第1項の表の各号の上欄に掲げる資産の種類、取得等の時期及び中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかの区分に応じ、下記の特別償却率の区分の表の特別償却率を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び滅失等資産（代替された滅失等をした資産をいいます。）の規模を記載します。

(2) 適用対象資産が船舶である場合…被災代替資産が船舶法第5条第1項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶のうちいずれに該当するかについて記載します。

(3) 適用対象資産が航空機である場合…被災代替資産が航空法第3条に規定する航空機登録原簿に登録されている航空機に該当する旨を記載します。

(4) 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同法第72条第1項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されているもの、地方税法第442条第3号に掲げる小型特殊自動車のうち同法442条の2第1項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法第13条第1項に規定する確認（同条第2項に規定する確認を含みます。）を受けたもののうちいずれに該当するかについて記載します。
- 11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第18条第1項又は第26条第1項に規定する中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式の数又は出資の金額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。

【参考】特別償却率の区分

資産の種類	取得等の時期	特別償却率	
		中小企業者等又は中小連結法人等	その他の法人
建物又は構築物 （増築部分を含みます。）	平23. 3. 11～平26. 3. 31	18／100	15／100
	平26. 4. 1～平28. 3. 31	12／100	10／100
機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具	平23. 3. 11～平26. 3. 31	36／100	30／100
	平26. 4. 1～平28. 3. 31	24／100	20／100

改 正 後																改 正 前															
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 (震災特例法 19、27) ※整理番号 ※連結グループ整理番号																※整理番号															
																※連結グループ整理番号															
提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人				(フリガナ)																											
				法 人 名 等																											
				納 税 地				〒																							
				電話() -																											
				(フリガナ)																											
				代 表 者 氏 名				㊟																							
代 表 者 住 所				〒																											
事 業 種 目				業																											
連 結 子 法 人	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号																									
	法 人 名 等					部 門																									
	本店又は主たる事務所の所在地					〒 (局 署)		決 算 期																							
	電話() -					業 種 番 号																									
	(フリガナ)					整 理 簿																									
	代 表 者 氏 名					回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署																							
	代 表 者 住 所					☐ 子署 ⇒ 調査課																									
事 業 種 目				業																											
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、																															
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (第 19 条 第 3 項 第 27 条 第 3 項)																															
《先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用》の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。																															
記																															
先 行 取 得 資 産	種 類																														
	規 模																														
	所 在 地																														
	用 途																														
	取 得 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日																								
	取 得 価 額		円		円		円																								
譲渡予定資産の種類																															
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項																															
税 理 士 署 名 押 印			㊟																												
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業 種 番 号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																		

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19、27）の記載要領等 1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項（（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその旨を届け出るときに使用してください。 なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。 （注） 震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。 2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。 また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。 （1）「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 （2）「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 （3）「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。 （4）「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。 （5）「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 （6）「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（新 設）

改

正

後

改

正

前

※整理番号

※連絡用電話番号

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）

提出法人
□ □
単連
体結
法親
人法
人

(フリガナ)
法 人 名 等
納 税 地
(フリガナ)
代 表 者 氏 名
代 表 者 住 所
事 業 種 目

〒
〒
〒
〒
業

平成 年 月 日

税務署長殿

連
結
子
法
人

(フリガナ)
法 人 名 等
本店又は主たる
事務所の所在地
(フリガナ)
代 表 者 氏 名
代 表 者 住 所
事 業 種 目

〒
〒
業

※
税
務
署
処
理
欄

整理番号
部 門
決 算 期
業 種 番 号
整 理 簿
回 付 先
□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)

第 19 条第 9 項（第 20 条第 16 項において準用する場合を含みます。）
第 27 条第 9 項（第 28 条第 17 項において準用する場合を含みます。）

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、
震災特例法

第 20 条第 3 項
第 28 条第 4 項

 により下記のとおり届け出ます。

記

適 格 分 割 等 に
係る分割承継法人等

法 人 名 等
納 税 地
代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

年 月 日

譲
渡
資
産

種 類
所 在 地
規 模（土 地 等 の 場 合 は 面 積）
譲 渡 日

年 月 日

買 取
換 得
資 見
産 込
又 資
は 産

種 類
構 造
所 在 地
規 模（土 地 等 の 場 合 は 面 積）
取 得（予 定）日
表 の 各 号 の 該 当 区 分

年 月 日

減額した金額又は期中特別勘定の金額

円

添 付 明 細（別 表 等）

そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項

税 理 士 署 名 押 印

㊞

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業 種
番 号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

(新 設)

(規格 A 4)

23. 06

改 正 後	改 正 前									
適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあつては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。 <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>第19条第 7 項 (第20条第 8 項) 第27条第 7 項 (第28条第 9 項)</td><td>第19条第 9 項 (第20条第16項) 第27条第 9 項 (第28条第17項)</td></tr><tr><td>(2) 特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出</td><td>第20条第 2 項 第28条第 3 項</td><td>第20条第 3 項 第28条第 4 項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第 19 条第 7 項、第 27 条第 7 項、第 20 条第 8 項、第 28 条第 9 項又は第 20 条第 2 項、第 28 条第 3 項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記 1 の表(2)の届出にあつては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第 19 条第 7 項、第 27 条第 7 項、第 20 条第 8 項、第 28 条第 9 項又は第 20 条第 2 項、第 28 条第 3 項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第 19 条第 7 項（第 20 条第 8 項において準用する場合を含みます。）、第 27 条第 7 項（第 28 条第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 20 条第 2 項、第 28 条第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第 7 項 (第20条第 8 項) 第27条第 7 項 (第28条第 9 項)	第19条第 9 項 (第20条第16項) 第27条第 9 項 (第28条第17項)	(2) 特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第 2 項 第28条第 3 項	第20条第 3 項 第28条第 4 項	(新 設)
	根拠条文	届出根拠条文								
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第 7 項 (第20条第 8 項) 第27条第 7 項 (第28条第 9 項)	第19条第 9 項 (第20条第16項) 第27条第 9 項 (第28条第17項)								
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第 2 項 第28条第 3 項	第20条第 3 項 第28条第 4 項								

改 正 後															改 正 前														
特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）															※整理番号														
															※電話/ファクス番号														
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿										提出法人		(フリガナ)																	
										☐ ☐ 単 体 法 人		法 人 名 等																	
										法 親 人 法 人		納 税 地		〒															
												(フリガナ)																	
												代 表 者 氏 名		㊟															
												代 表 者 住 所		〒															
		事 業 種 目		業																									
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)					※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号																						
	法 人 名 等						部 門																						
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)				決 算 期																						
	(フリガナ)						業 種 番 号																						
	代 表 者 氏 名						整 理 簿																						
	代 表 者 住 所		〒				回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																				
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 第 20 条第 1 項 第 28 条第 1 項 の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長 したいので申請します。 記																													
申請時の震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額										円																			
取 得 し よ う と す る 内 容	種 類																												
	構 造																												
	規 模																												
	価 額		円			円			円																				
	所 在 地																												
買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日			. .			. .			. .																				
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日			. .			. .			. .																				
(設定期間の延長を必要とする理由)																													
(その他参考となるべき事項)																													
税 理 士 署 名 押 印					㊟																								
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業 種 番 号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日		確認 印														

(規格 A 4)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等 1この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。 2この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。 3この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「申請時の震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(新 設)

納税地
法人名等
代表者名

法第 号
平成 年 月 日

殿

税 務 署 長
財務事務官

印

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第 19 条第 1 項の表の第 号該当
第 27 条第 1 項の表の第 号該当

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日	
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の 処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達 があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、 この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。	(新 設)

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

改 正 後															改 正 前														
適格分割等を行う場合の特定の資産の買換え の場合における期中特別勘定の設定期間 延長承認申請書（震災特例法 20、28） ※整理番号 ※連絡/ホームページ電話番号 提出法人 (フリガナ) □ □ 法人名等 単連 納税地 〒 体結 電話() ー 法親 (フリガナ) 人法人 代表者氏名 ㊞ 代表者住所 〒 税務署長殿 事業種目 業															(新 設)														
連 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目															※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課														
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 第 20 条第 2 項 第 28 条第 3 項 の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の 設定期間を下記により延長したいので申請します。 記																													
震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額																									円				
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容		種 類																											
		構 造																											
		規 模																											
		価 額	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円				
		所在地																											
買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .			
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .		. .			
(設定期間の延長を必要とする理由)																													
(その他参考となるべき事項)																													
税 理 士 署 名 押 印										㊞																			
※税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印			

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。 2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(新 設)

改 正 後		改 正 前																															
納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合 における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定 〔東日本大震災の被災者等に係る国税 第 19 条第 1 項の表の第 号該当 関係法律の臨時特例に関する法律 第 27 条第 1 項の表の第 号該当〕 の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。 記 <table><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td>当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容</td><td colspan="2">買換資産を取得することができると認められる日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr></table> この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 (規格 A 4)		申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日			平 成	年 月 日		平 成	年 月 日		平 成	年 月 日		平 成	年 月 日		平 成	年 月 日		平 成	年 月 日		平 成	年 月 日		平 成	年 月 日	(新 設)	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日																																
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															
	平 成	年 月 日																															

23. 06

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。	(新 設)

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の 処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達 があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、 この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。	

改 正 後															改 正 前																																																																																																																	
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28） 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 <table><tr><td rowspan="5">提出法人 ☐☐ 単連 体結 法親 人法人</td><td colspan="4">(フリガナ)</td><td colspan="5">※整理番号</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">法 人 名 等</td><td colspan="5">※連絡グループ整理番号</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">納 税 地</td><td colspan="5">〒</td><td colspan="5">電話() -</td></tr><tr><td colspan="4">(フリガナ)</td><td colspan="5"></td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">代 表 者 氏 名</td><td colspan="5">Ⓔ</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">代 表 者 住 所</td><td colspan="5">〒</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="4">事 業 種 目</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">業</td></tr></table>															提出法人 ☐ ☐ 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)				※整理番号										法 人 名 等				※連絡グループ整理番号										納 税 地				〒					電話() -					(フリガナ)														代 表 者 氏 名				Ⓔ										代 表 者 住 所				〒										事 業 種 目									業					(新 設)														
提出法人 ☐ ☐ 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)				※整理番号																																																																																																																											
	法 人 名 等				※連絡グループ整理番号																																																																																																																											
	納 税 地				〒					電話() -																																																																																																																						
	(フリガナ)																																																																																																																															
	代 表 者 氏 名				Ⓔ																																																																																																																											
代 表 者 住 所				〒																																																																																																																												
事 業 種 目									業																																																																																																																							
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合 に限り記載)	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号																																																																																																																										
	法 人 名 等					部 門																																																																																																																										
	本店又は主たる事務所の所在地					〒 (局 署)				決 算 期																																																																																																																						
	電話 () -					業 種 番 号																																																																																																																										
	(フリガナ)					整 理 簿																																																																																																																										
	代 表 者 氏 名									回 付 先				☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																																																																																		
代 表 者 住 所				〒																																																																																																																												
事 業 種 目				業																																																																																																																												
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <table><tr><td>第20条第5項</td></tr><tr><td>第28条第6項</td></tr></table> の規定 により下記のとおり届け出ます。 記																														第20条第5項	第28条第6項																																																																																																	
第20条第5項																																																																																																																																
第28条第6項																																																																																																																																
適格分割等に係る 分割承継法人等					適 格 分 割 等					適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資																																																																																																																						
					法 人 名 等																																																																																																																											
					納 税 地																																																																																																																											
					代 表 者 氏 名																																																																																																																											
適 格 分 割 等 の 年 月 日										年 月 日																																																																																																																						
分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額										円																																																																																																																						
分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額										円																																																																																																																						
特別勘定の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産					種 類																																																																																																																											
					所 在 地																																																																																																																											
					規模(土地の場合は面積)																																																																																																																											
					譲 渡 年 月 日					年 月 日																																																																																																																						
取得する見込み である資産					種 類 及 び 構 造																																																																																																																											
					所 在 地																																																																																																																											
					規模(土地の場合は面積)																																																																																																																											
					取 得 予 定 日					年 月 日																																																																																																																						
適用を受けることとしている表の各号の区分										号																																																																																																																						
(その他参考となるべき事項)																																																																																																																																
税 理 士 署 名 押 印										Ⓔ																																																																																																																						
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印																																																																																																																			

23. 06

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28）の記載要領等 1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。 (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(新 設)

改 正 後														改 正 前													
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24） ※整理番号 ※電話グループ整理番号 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 業 平成 年 月 日 税務署長殿														(新 設)													
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号																					
	法人名等					部 門																					
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)				決 算 期																					
	(フリガナ)					業種番号																					
	代表者氏名					整 理 簿																					
	代表者住所	〒				回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																				
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (第 19 条第 27 項 第 24 条第 27 項) の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間 を下記により延長したいので申請します。 記																											
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額				円																							
取得する予定の買換資産の内容	種 類																										
	構 造																										
	規 模 (土地等にあつてはその面積)																										
	取 得 価 額	円		円		円		円																			
	取得予定年月日	. .		. .		. .		. .																			
(やむを得ない事情の詳細)																											
認 定 を 受 け よ う と す る 日				年 月 日																							
(その他参考となるべき事項)																											
税 理 士 署 名 押 印				㊟																							
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印														

23. 06

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）の記載要領等 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 27 項又は第 24 条第 27 項の規定により第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第 20 条第 7 項又は第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に定める期間内に同法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 26 項又は第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(新 設)

納税地
法人名等
代表者名

殿

法第 号
平成 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

印

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合に
おいて指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別
勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、
〔 東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第 19 条第 27 項
法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項 〕の規定により、下記のとおり認定
したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得する予定の買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日	
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。	(新 設)

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。	

改 正 後	改 正 前
特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書（震災特例法20、28）の記載の仕方 1この明細書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第20条第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》又は第28条第1項《連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。 2この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。 3「法人名」欄は、適用を受けようとする単体法人又は連結法人に係る連結親法人の名称を記載し、その連結法人の名称をかつこの中に記載します。 4「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人が単体法人又は連結親法人の場合には、納税地を記載します。 5「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする単体法人、連結親法人又はその連結子法人の代表者の氏名を記載します。 6「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。 （1）「種類1」は、譲渡資産の種類（土地、建物（その付属設備を含みます。））、構築物の別）を記載します。 （2）「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。 7「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額33」、「繰入限度超過額36」、「当初の特別勘定の金額37」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。 8「震災特例法第19条第1項又は第27条第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている条文及び表の該当番号を記載します。 9「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。 （1）「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。 （2）「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。 （3）「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。 10「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など震災特例法第20条又は第28条の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。 （新 設）	

改 正 後															改 正 前																																												
収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別 勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 22、30） ※整理番号 ※電話/ファクス番号															(新 設)																																												
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿															提出法人 ☐ ☐ 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)																																											
																法 人 名 等																																											
																納 税 地			〒																																								
																(フリガナ)																																											
																代 表 者 氏 名			㊞																																								
																代 表 者 住 所			〒																																								
															事 業 種 目			業																																									
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)														※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号																																											
	法 人 名 等															部 門																																											
	本店又は主たる 事務所の所在地			〒 (局 署) 電話 () -												決 算 期																																											
	(フリガナ)															業 種 番 号																																											
	代 表 者 氏 名															整 理 簿																																											
	代 表 者 住 所			〒												回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																									
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律															第 22 条 第 30 条															の規定により、租税特別措置法															第64条の2第1項、第65条の8第1項 第68条の71第1項、第68条の79第1項														
に規定する収用等又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記																																																											
措置法第64条の2第4項第1号、第65条の8第4項第1号 申請時の															に規定する特別勘定の金額															円																													
取得しようとする代替 資産又は買換資産の内容	種 類																																																										
	構 造																																																										
	規 模																																																										
	価 額		円												円												円																																
	所 在 地																																																										
代替資産又は買換資産 の 取 得 予 定 年 月 日															. .															. .															. .														
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日															. .															. .															. .														
(設定期間の延長を必要とする理由)																																																											
(その他参考となるべき事項)																																																											
税 理 士 署 名 押 印															㊞															(規格A4)																													
※税務署 処理欄		部門				決算 期				業 種 番 号				整理 簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認 印																																	

改 正 後	改 正 前
収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書（震災特例法 22、30）の記載要領等 1この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 22 条又は第 30 条の規定により、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 若しくは第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合又は、同法第 65 条の 8 若しくは第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、これらの規定に規定する資産の取得をすべき期間（その末日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあるものに限ります。）内に代替資産又は買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。 2この申請書は、資産を取得すべきであった期間の末日までに提出する必要があります。 3この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項各号に規定する資産（同法第 68 条の 70 第 1 項に係る同法第 64 条第 1 項各号に規定する資産を含みます。）又は同法第 65 条の 7 第 1 項若しくは同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「申請時の措置法第64条の2第4項第1号、第65条の8第4項第1号措置法第68条の71第5項第1号、第68条の79第5項第1号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（資産の譲渡をした日を含む事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4)「取得しようとする代替資産又は買換資産の内容」欄の各欄 イ「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする東日本大震災に起因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5留意事項 ○法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(新 設)

納
税
地

法
人
名
等

代
氏
表
者
名

殿

法第 号
平成 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

印

収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合
における特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった租税特別措置法

第 64 条の 2 第 1 項
第 68 条の 71 第 1 項

 に規定する
収用等の場合における特別勘定又は租税特別措置法

第 65 条の 8 第 1 項
第 68 条の 79 第 1 項

 に規定する特定の資産の買換え
の場合における特別勘定の設定期間の延長については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律

第 22 条
第 30 条

 の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする代替資産又は買換資産の内容	代替資産又は買換資産を取得できると認められる日	
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日
	平 成	年 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。	(新 設)

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	